



島根県報

令和7年9月26日（金）

第 6 5 5 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

行政権限委任規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 2

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定 (地 域 福 祉 課) 2

生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出 (") 3

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 (") 3

生活保護法の規定による指定医療機関の事業休止の届出 (") 3

県営土地改良事業の工事の完了 (農 村 整 備 課) 4

保安林予定森林（2件） (森 林 整 備 課) 4

指定漁船調書の縦覧 (水 産 課) 5

【特定調達公告】

防災ヘリコプター調達に係る一般競争入札の落札者等 (消 防 総 務 課) 5

公布された条例等のあらまし

◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第74号）

1 規則の概要

(1) 知事の権限に属する児童福祉法に基づく次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

ア 児童の一時保護を行うときに、裁判官に一時保護状を請求すること。

イ 裁判官が一時保護状の請求を却下する裁判をした場合において、一時保護を解除し、又は一時保護を行わなければ児童の生命若しくは心身に重大な危害が生じると見込まれるときに、裁判所に当該裁判の取消しを請求すること。

ウ イにおいて裁判の取消しを請求したときに、一時保護状の請求についての裁判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うこと。

(2) 児童福祉法の改正に伴う引用する条項の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月26日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第74号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表児童相談所の部1の項中第42号を第45号とし、第41号を第44号とし、同項第40号中「第56条第4項」を「第56条第3項」に改め、同号を同項第43号とし、同項中第39号を第42号とし、同項第38号中「第33条第8項第2号」を「第33条第17項第2号」に改め、同号を同項第41号とし、同項中第37号を第40号とし、第36号を第39号とし、第35号を第38号とし、同項第34号中「第33条第11項」を「第33条第20項」に改め、同号を同項第37号とし、同項第33号中「第33条第9項」を「第33条第18項」に改め、同号を同項第36号とし、同項第32号中「第33条第6項」を「第33条第15項」に改め、同号を同項第35号とし、同項第31号中「第33条第5項」を「第33条第14項」に改め、同号を同項第34号とし、同項第30号中「第33条第4項」を「第33条第13項」に改め、同号を同項第33号とし、同項第29号の次に次の3号を加える。

(30) 第33条第3項の規定により、裁判官に一時保護状を請求すること。

(31) 第33条第7項の規定により、裁判官が一時保護状の請求を却下する裁判をしたときに、一時保護を解除し、又は同項ただし書の規定による請求をすること。

(32) 第33条第9項の規定により、同条第7項ただし書の規定による請求をするときに、一時保護状の請求についての裁判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第536号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和7年9月26日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人河野眼科医院	浜田市琵琶町143番地1	令和7年8月1日
丸山歯科クリニック	浜田市相生町3914	令和7年9月1日
よいこ薬局	益田市横田町433-1	令和7年9月1日
しろえだ薬局	出雲市白枝町889-4	令和7年9月1日
株式会社山藤薬局 周布支店	浜田市治和町イ111-5	令和7年8月1日
はまだ調剤薬局	浜田市琵琶町143-2	令和7年8月1日

島根県告示第537号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和7年9月26日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
医療法人仁和会 白枝内科クリニック	医療法人仁和会 白枝小児科	出雲市白枝町889-1	令和7年7月25日

島根県告示第538号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和7年9月26日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
医療法人河野眼科医院	浜田市殿町17番地2	令和7年8月1日
浜田調剤薬局	浜田市殿町17-17	令和7年8月1日
タカサキ薬局 周布店	浜田市治和町イ111-5	令和7年7月31日

島根県告示第539号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和7年9月26日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	休止年月日
あじさい薬局	飯石郡飯南町野萱706番地1	令和7年7月7日

島根県告示第540号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和7年9月26日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	完了年月日
野城地区区画整理事業（県営農地整備事業（中山間地域型））	令和7年2月7日
福光地区（1工区）区画整理事業（県営農地環境整備事業）	令和7年2月7日
福光地区用排水施設事業（県営農地環境整備事業）	平成30年3月22日
福光地区農用地保全施設整備事業（県営農地環境整備事業）	令和6年3月15日

島根県告示第541号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年9月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町原村1347-1、1347-6、1348から1350まで、1353-1、1354-1、1355、1356-1、1364-1、1365から1367まで、1368-1、1369-1、1370、1373-1、1374から1378まで、1379-1、1386、1387

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第542号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年9月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町鱒淵820-1、3369、3370-3、3370-5、3370-7、3373-1から3373-4まで、3373-21、3373-23、3373-27

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第543号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和7年9月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

浜田市三隅町岡見5198-6 野上靖夫

〃 古市場1171-4 島内 満

〃 西河内1028 西藤龍彦

(2) 加入区

三隅町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和7年9月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

防災ヘリコプター 一式

-
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県防災部消防総務課 島根県松江市殿町1番地
 - 3 落札者を決定した日
令和7年7月30日
 - 4 落札者の氏名及び住所
川崎重工業株式会社 代表取締役 橋本 康彦 東京都港区海岸1-14-5
 - 5 落札金額
3,025,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 特例公告を行った日
令和7年6月27日